

もくぞうせんじゅかんのんりゅうぞう
木造千手観音立像

つけたり もくぞうふどうみょうおうりゅうぞう もくぞうびしゃもんでんりゅうぞう
附 木造不動明王立像、木造毘沙門天立像

<概要>

員数	1 軀 ^く 附 ^{つけたり} 2 軀 ^く
法量	像高 168.4cm 附 ^{つけたり} 木造不動明王立像 像高 75.3cm 木造毘沙門天立像 像高 77.7cm
時代	平安時代（10世紀末） 附 ^{つけたり} 室町時代（14世紀中頃～後半）

本像は、猿投神社の北東約 300mにある山中観音堂の本尊である千手観音立像で、同神社の神宮寺にあった仏像と伝えられる。

カヤとみられる針葉樹材の一木造¹で、左右各 19 本の脇手をもつ千手観音立像である。脇手の大半は元禄 2（1689）年に修理、新造されたものであり、もとは十一面観音像である可能性も指摘されていたが、平成 28、29（2016、2017）年度に解体修理が行われ、平安期に遡る脇手 17 本が確認され、平安風の様相に復原することができたため、当初から千手観音立像であったと考えられる。一木造の構造、わずかに翻波式²の鎬^{しのぎ}を残す衣文^{えもん}³、控えめな量感などから、制作年代は平安時代、10 世紀末頃と考えられる。

脇侍^{わきじ}⁴の不動明王立像と毘沙門天立像はともにヒノキとみられる針葉樹材を前後に割矧ぎ^{わりは}⁵、制作し、玉眼^{ぎよくがん}⁶を入れたものであり、室町時代の作品であるが、鎌倉彫刻の余風を残す。千手観音、不動明王、毘沙門天像の組み合わせは全国では平安後期の例を最古とし、12 世紀初頭にも類例があったことが知られており、本脇侍もその一例とみられ、附^{つけたり}指定⁷する。

明治元（1868）年の神仏分離令で、本像も一時、寺外に移されたが、再び元に戻されたとされており、神仏分離により神宮寺本地仏を失った神社の多いなかで、本像は隣接地に現存する旧神宮寺仏像として、平安時代の神仏習合の様相を今に伝えるものである。また、県内に指定文化財として現存する 8 件の千手観音像（彫刻）のなかで、最古かつ最大級の像としても貴重である。

一木造り¹

木造彫刻の主要部を一材から彫出する技法。

翻波式²

仏像の衣のひだの彫り方の一種。丸みを持つ稜線（大波）と鋭い稜線（小波）を交互に繰り返す表現。平安前期の作例に多く見られる。

衣文³

衣服のひだやしわの表現のこと。

脇侍⁴

仏教彫刻などで信仰の中心となる中尊の両脇に控える仏像のこと。

割矧ぎ⁵

制作過程で像を前後又は左右に割り、内割り後、再び合わせる技法。

玉眼⁶

仏像などの眼に水晶をはめ込んだもの。また、その技法。

附指定⁷

主たる指定文化財の評価を補完し、一体であることで価値が生じる文化財を併せて保護するために附として指定する。



木造千手観音立像（豊田市 提供）



木造不動明王立像（愛知県 提供）



木造毘沙門天立像（愛知県 提供）